

## 改正の必要性

- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。)では、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第109条及び第110条において、基礎的電気通信役務支援機関による交付金及び負担金の具体的な算定方法等を規定している。
- 基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門の原価は、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)に定める長期増分費用方式(LRICモデル)を用いて算定することとしており、その際に使用する通信量、対象設備に係る設備区分及び正味固定資産価額の算定方法について、算定規則第13条及び第15条に基づく別表第4、第5及び第6の様式により整理することとしている。
- 接続料規則において、LRIC第7次モデルに用いる通信量の記録様式、対象設備に係る設備区分及び正味固定資産価額の算定方法等を改正したことから、算定規則においても同様の改正を行う必要がある。

## 改正案

接続料規則の一部を改正する省令(接続料規則別表第1の1第2の1及び第4)と同様の改正(正味固定資産価額の算定方法及び費用算定方式の一部改正等)を行う。主な改正内容は以下のとおり。

別表	項目	改正内容
別表第4(通信量)	通信量記録	通信回数、時間の記載方法の変更、基地局設備用端末回線伝送機能に関する規定の削除 等
	回線数記録	公衆電話に係る回線数の記載方法の変更
別表第5(設備区分)	対象設備	手動交換機能に関する規定の削除
別表第6(資産)	算定方法	加入者交換機、局設置遠隔収容装置等の設置基準に係る閾値の変更、基地局設備用端末回線伝送機能に関する規定の削除 等